

令和2年度NPO活動推進補助金 活動報告書

事業名	地域の子ども達の学習格差をなくす「美術と学び」支援事業
団体名	特定非営利活動法人山王学舎
法人設立年月	平成30年4月6日
団体の目的	この法人は、社会の中で生きにくさを抱えている家庭や、経済的な困難を抱えている家庭の子ども達に対して、地域で包括的擁護を行う為に、美術造形の文化教育を核とした居場所づくりと学習支援を展開する。親の貧困や経済的な面によって生じる教育格差や貧困の世代間格差を解消すると共に、障がいを抱えた子どもと一緒に学ぶインクルーシブ教育を実践する。活動を全国に発信し、問題解決の為に取り組みを広めることを目的とする。
主な活動	<p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的な困難を抱える家庭の子どもや地域の子どもを対象とした総合的学習支援事業 ② 経済的な困難を抱える家庭の子どもや地域の子どもを対象とした美術造形活動事業 ③ ひとり親世帯や共働き世帯の子どもを対象とした見守り居場所事業 ④ 障がいを抱えた子どもと一緒に学ぶインクルーシブ教育事業 ⑤ 上記各号の子ども達を対象とした子ども食堂事業 ⑥ 子どもへの貧困やインクルーシブ教育に関する講演・イベントの企画・運営事業 ⑦ 子育て・子育ての親子の情報交換交流事業 ⑧ その他目的を達成するために必要な事業 <p>(2) その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食事業 ② 物販事業 ③ 出版事業
補助事業の概要	<p>(事業を実施した背景、事業内容、成果、次年度以降の展望)</p> <p>山王学舎が立地している福岡市博多区地域の課題として、ひとり親・共働き世帯・多子世帯への子ども達へのサポートの不足が挙げられます。また不登校や、生きにくさを抱えた子どもの受け皿としても学校外の居場所が、絶対的に不足しているといえます。子どもの居場所及び放課後の学習機会の不足は、ひとり親世帯や共働き世帯、多子世帯などに現れやすく、そのような状況を解決すべく、放課後の時間に子ども達の学びの機会の創出や団体の強みである「美術工作」といった個性や多様性を伸ばす取り組みを博多区博多駅南6丁目5-2山王学舎で実施しました。自学の習慣化、美術造形の時間合わせて500名以上の子ども達が参加することが出来ました。</p>



月曜日から土曜日の 16:30~18:00 を学びの時間として捉え、来所した子ども達の自習や宿題、そしてわからなくなった箇所の復習などを取り組みました。並行して金曜日と土曜日の週 2 日間は小学校低学年を中心に美術造形の時間を設け、自分の個性や他者の違いを認め合う絵画や工作の時間としました。





本活動は活動3年目という事でもあり、来年は自主事業として本事業が進めるように、予算規模も団体規模にあった内容で進めてきました。「収益部分を増やしながら補助事業費を下げ、自己負担比率を上げることにより数年後事業が自走できる取り組みを作る」を目標に今年の事業を始めました。

事業成果を考える上で事業実施期間後半に取り組みを予定した各事業が「新型コロナウイルス感染症」により実施中止、または参加者の見合わせという事態が多くありました。参加者の安全面を考え仕方のなかったことでしたが、事業成果が十分に上げられなかったことは残念でした。

本活動の2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が不安だからこそ平常と変わらないように実施していただくの体制と環境を整えないといけない考え、2020年度はトライアンドエラーを繰り返し子どもの居場所としての最善を模索してきました。

既に参加している参加者の学びを止めないためにも、2021年4月以降これまでの時間と日程を考え自主事業として「美術と学び」の授業を開催します(すでに事業リーフレット有)。自主事業では、自己団体の財源、寄付財源等を充当し運営してまいります。

活動は常にホームページやブログ等で公開し、広く参加者を募ってまいります。まだまだ真にサポートが必要な家庭や子どもには、私たちの取り組みが届いていないと痛感しています。



本活動で得た知見と講師のスキルノウハウは、福岡市博多区だけの課題解決のみならず、福岡市の他地域への子ども育成にも同様の課題解決の方法が含まれていると考えています。今後は、当団体だけが行うことが出来るノウハウだけで運営するのではなく、他団体との連携や、行政の子ども健全育成事業への提言化等を行います。

補足(1)上記項目を満たしていれば、本様式以外を使用しても構いません。別紙記載例を参照してください。パワーポイント等で作成される場合は、10ページ以内とします。

(2)活動写真を2、3枚程度添付してください。

(3)この報告書は、市ホームページに掲載するとともに、寄付者に送付している活動報告書を作成する際に活用させていただきます。